

## 浦安市緑化活動支援事務取扱要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、浦安市みどりを育てる条例（昭和53年条例第21号）第1条に基づき、良好な市街地の環境形成や環境美化ならびに地域コミュニティの形成の一助となる公共花壇区域における緑化活動及び広く市民を対象とした緑に関する催し等を推進することを目的として、その活動の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要領において、「公共花壇区域」とは、公園、緑地、河川管理用用地、街路花壇等の公共用地内における草花の種を蒔き、又は苗を植え、育てるなど緑化活動を行うために指定した区域をいう。

### (活動要件)

第3条 支援の対象となる活動は、次に掲げる要件を整えるものとする。

- (1) 活動者は、代表者を含め5名以上の組織とする。ただし、緑化活動を定期的に行っており、継続的に行うことができる

と認める個人または事業所にあつてはこの限りでない。

(2) 活動者は、活動計画等について、浦安市緑化活動計画届（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。また、必要に応じて、浦安市緑化活動催し計画届（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(3) 緑化活動に際しては、広く地域の自治会等や学校に参加を呼びかけること。

(4) 公共花壇区域については、市長と協議し、活動者の自己責任において安全等の管理を行うこと。

(5) 第1条で規定する催しは、広く市民を対象とした緑化の推進及び啓発に寄与するものであること。

(支援内容)

第4条 市長は、活動者の活動が、第3条の規定により相当と認められた時は、次の支援を行うものとする。

- (1) 緑化活動に必要な草花の種、苗、腐葉土、肥料等の支給
- (2) 緑化活動のための用具の貸出し及び無償貸与
- (3) 緑化活動場所の耕作等
- (4) 緑化推進活動のための催し等への協力等

(申請手続き)

第5条 活動者は、活動計画に準じた活動のための支援を受ける際は、浦安市緑化活動支援申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(活動報告)

第6条 活動者は、浦安市緑化活動報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。また、緑化活動団体員に変更があった際は団体名簿（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(活動の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その活動の中止を命ずることができる。

- (1) 活動者が公共花壇を草花の育成以外の目的に使用したとき。
- (2) 活動者が公共花壇を6ヶ月以上放置したとき。
- (3) 市長または公共用地の管理者が事業執行等により活動指定場所を利用する必要性が生じたとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(平成28年4月1日 一部改正)

(令和元年5月21日 一部改正)

(令和2年5月29日 一部改正)

(令和3年4月1日 一部様式改正)